

<u>韓国の化学物質管理 最新動向とその対応</u> 目次

番号	内容	ページ
1	韓国の政府組織	3–8
2	韓国の法令と所轄官署	9-19
3	有害化学物質管理法	20-50
4	化学物質登録及び評価に関する法律(案)	51-81
5	産業安全保健法	82-97
6	その他の法律	98-107
7	GHS対応(分類,表示,MSDS)	108-143
8	輸入手続き	144-161
9	新規化学物質の登録	162-205
10	参考資料	206-210

7. GHS対応 1/35 【GHS】



Globally Harmonized **S**ystem of Classification and Labeling of Chemicals

化学物質及び混合物を、物理化学的危険性及び健康や環境に対するハ<u>ザード</u>に応じて<u>分類</u>するための判定基準およびラベルや安全データシートに関する要件と それらの<u>情報伝達</u>に関する事項を含む共通の統一された<u>システム</u>

□ 統一化された分類基準に従って化学物質の有害・危険性を分類
 □ 統一化された形態の標識及びMSDSで情報を伝達
 □ 作業場の勤労者, 消費者, 運送勤労者などに必要な情報を提供

<u>韓国のGHS対応基準</u>

雇用労働部告示第2012-14号(2012.1.26) <u>化学物質の分類・表示および物質安全情報資料に関する基準</u> 国立環境科学院告示第2012-22号(2012.8.22)

<u>有毒物等の分類基準および表示方法に関する規定</u>

7. GHS対応 2/35



(1) 既存法規による分類・表示

所管部署	関連法規	対象物質	分類/警告標識
雇用労働部	産業安全保健法	健康有害物質物理的 危険物質 環境有害 物質	分類, 警告標識, MSDS
環境部	有害化学物質管理法	有毒物	分類, 有害図
行政安全部	危険物安全管理法	危険物,火薬類	分類,文字,有害図(X)
農林水産食品部	農薬管理法	農薬	分類, 有害図
知識経済部	高圧ガス安全管理法	高圧ガス	分類, 色, 文字
国土海洋部	船舶安全法	危険物	国連の勧告に従い分類
国土海洋部	鉄道法	火薬類	分類,表札

7. GHS対応 3/35



(2) 概要および経過措置

該当法規	有害化学物質管理法	産業安全保健法	危険物安全管理法
施行日	2008.07.08	2006.12.12	2008.11.13
担当部署	環境部	雇用労働部	行政安全部(消防防災庁)
対象物質	有毒物	危険·有害物質	危険物で、GHS分類該当 物質(16項目)
有害図の数	規定なし	4個まででもよい	規定なし
有害·危険性文言	数は規定なし。組合せ可	すべて	規定なし
予防措置文言	優先順に6個, 組合せ可	優先順に6個,組合せ可	規定なし
経過措置	単一物質:約	圣過措置終了	既存分類表示使用可
和迴拍圓	混合物質: 2	2013.6.30まで	GHS分類表示可

◆<u>ラベル表示, MSDS提供の法的義務者は、韓国内の製造者・輸入者・事業主。</u>
 ◆混合物質の対応猶予はあくまでも経過措置で、当局は早めの対応を推奨している!!!
 ◆韓国内の大手企業は、混合物質もGHS対応を済ませているらしい。

7. GHS対応 4/35



(3) GHS分類の比較【物理化学的危険性】

			UN					Ĩ	韓国	2					日本	
有害性・	区分				7	与害治	£	ē	をしていていた。	Б	危険物	物安全管	管理法			
危険性		X	注意	情報	<u>X</u>	注意	情報	X	注意	情報	义	注意	情報	X	注意	情報
	不安定火薬類	\diamond	危険	あり	\diamond	危険	あり	\diamond	危険	あり	\diamond	危険	あり	\diamond	危険	あり
	等級1.1	\diamond	危険	あり	\diamond	危険	あり	\diamond	危険	あり	\diamond	危険	あり	\diamond	危険	あり
	等級1.2	\diamond	危険	あり	\diamond	危険	あり	\diamond	危険	あり	\diamond	危険	あり	\diamond	危険	あり
火薬類	等級1.3	\diamond	危険	あり	\diamond	危険	あり	\diamond	危険	あり	\diamond	危険	あり	\diamond	危険	あり
	等級1.4	\diamond	警告	あり	\diamond	警告	あり	\diamond	警告	あり	\diamond	警告	あり	\diamond	警告	あり
	等級1.5	< <u>1</u> >	危険	あり	1.5	危険	あり	1.5	危険	あり	1.5	危険	あり	1.5	危険	あり
	等級1.6	1.6	なし	なし	1.6	なし	なし	1.6	なし	なし	1.6	なし	あり	1.6	なし	なし
可燃性・引火性ガス	1	$\langle \mathbf{s} \rangle$	危険	あり	$\langle \mathbf{x} \rangle$	危険	あり	\langle	危険	あり	\diamond	危険	あり	\langle	危険	あり
	2	なし	警告	あり	なし	警告	あり	なし	警告	あり	なし	警告	あり	なし	警告	あり

図:有害図(絵文字),注意:注意喚起語(信号語),情報:危険有害性情報(有害・危険文言)()内:韓国の用語

7. GHS対応 5/35



(3) GHS分類の比較【物理化学的危険性】

			UN					ļ	諱 日	2					日本	
有害性	区分	Pur	ple B	Book	7	「害!		Ŗ	をしていた。	.	危険物	勿安全 (管理法	JIS	S Z72	25 3
危険性		X	注意	情報	X	注意	情報	X	注意	情報	X	注意	情報	X	注意	情報
可燃性・引火性エア	1		危険	あり		危険	あり		危険	あり		危険	あり		危険	あり
ゾール	2	\langle	警告	あり		警告	あり		警告	あり		警告	あり	$\langle \mathbf{x} \rangle$	警告	あり
支燃性・酸化性ガス	1		危険	あり		危険	あり		危険	あり		危険	あり		危険	あり
	圧縮ガス	\Diamond	警告	あり	\Diamond	警告	あり	\Diamond	警告	あり	\diamondsuit	警告	あり	\diamond	警告	あり
高圧ガス	液化ガス	\diamondsuit	警告	あり	\bigotimes	警告	あり	\diamondsuit	警告	あり	\diamondsuit	警告	あり	\diamond	警告	あり
同江ガス	深冷液化ガス	\diamond	警告	あり	\diamondsuit	警告	あり	\diamondsuit	警告	あり	\diamondsuit	警告	あり	\Diamond	警告	あり
	溶解ガス	\diamond	警告	あり	\bigotimes	警告	あり	\diamondsuit	警告	あり	\diamondsuit	警告	あり	\diamond	警告	あり
	1		危険	あり	٢	危険	あり	٨	危険	あり	٩	危険	あり		危険	あり
引火性液 体	2		危険	あり	۲	危険	あり		危険	あり	۲	危険	あり		危険	あり
JAR KF	3		警告	あり	$\langle \mathbf{s} \rangle$	警告	あり		警告	あり	٢	警告	あり		警告	あり
	4	なし	警告	あり										なし	警告	あり

図:有害図(絵文字), 注意:注意喚起語(信号語), 情報:危険有害性情報(有害・危険文言) ()内:韓国の用語 *Copyright*©2013 Japan Chemical Database All Rights Reserved.

113

7. GHS対応 6/35



(3) GHS分類の比較【物理化学的危険性】

			UN					Ę	韓国	2					日本	
有害性	区分	Pur	ple E	Book	4	与害	Б	灵	重安》	х	危険物	物安全的	管理法	JIS	S Z72	25 3
危険性		X	注意	情報	X	注意	情報	X	注意	情報	X	注意	情報	X	注意	情報
可燃炒用什	1	$\langle \! \! \circ \! \! \rangle$	危険	あり		危険	あり		危険	あり	$\langle \mathbf{s} \rangle$	危険	あり		危険	あり
可燃性固体	2		警告	あり		警告	あり		警告	あり	٨	警告	あり		警告	あり
	タイプA	\diamondsuit	危険	あり		危険	あり	\diamond	危険	あり	\diamond	危険	あり	\diamond	危険	あり
	タイプB		危険	あり		危険	あり		危険	あり		危険	あり		危険	あり
自己反応性化学品	タイプC&D		危険	あり	\bigotimes	危険	あり		危険	あり		危険	あり		危険	あり
	タイプE&F		警告	あり		警告	あり		警告	あり		警告	あり	\bigotimes	警告	あり
	タイプG	ラベ	ル要素	なし	ラベ	ル要素	なし	ラベ	ル要素	なし	ラベ	ル要素	なし	ラベ	ル要素	なし
自然発火性液体	1	$\langle \mathbf{x} \rangle$	危険	あり	$\langle \mathbf{x} \rangle$	危険	あり	$\langle \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \!$	危険	あり	\langle	危険	あり	$\langle \mathbf{x} \rangle$	危険	あり

図:有害図(絵文字),注意:注意喚起語(信号語),情報:危険有害性情報(有害・危険文言)()内:韓国の用語

7. GHS対応 7/35



(3) GHS分類の比較【物理化学的危険性】

			UN					Ę	違目						日本	
有害性・	区分	Pur	ple B	Book	7	与害	.	灵	をしていた。	.	危険物	物安全的	管理法	JIS	S Z72	25 3
危険性		X	注意	情報	X	注意	情報	X	注意	情報	X	注意	情報	X	注意	情報
自然発火性固体	1		危険	あり		危険	あり		危険	あり	$\langle \mathbf{x} \rangle$	危険	あり	$\langle \! \! \circ \! \! \rangle$	危険	あり
占그 発熱計 사람 묘	1		危険	あり		危険	あり		危険	あり	\bigotimes	危険	あり		危険	あり
自己発熱性化学品	2		警告	あり		警告	あり		警告	あり		警告	あり		警告	あり
	1		危険	あり		危険	あり	\bigotimes	危険	あり		危険	あり		危険	あり
水反応可 燃性 化学品	2		危険	あり		危険	あり	\bigotimes	危険	あり		危険	あり		危険	あり
	3		警告	あり		警告	あり		警告	あり		警告	あり		警告	あり
	1	٢	危険	あり	۲	危険	あり	٨	危険	あり	٨	危険	あり	٢	危険	あり
酸化性液体	2		危険	あり	()	危険	あり	٨	危険	あり	٨	危険	あり	٨	危険	あり
	3		警告	あり		警告	あり	٢	警告	あり		警告	あり		警告	あり

図:有害図(絵文字),注意:注意喚起語(信号語),情報:危険有害性情報(有害・危険文言)()内:韓国の用語

7. GHS対応 8/35



(3) GHS分類の比較【物理化学的危険性】

			UN					Ę	違目	z					日本	
有害性	区分	Pur	ple E	Book	1	与害治		Ē	をしていた。	<u></u>	危険物	物安全的	管理法	JIS	S Z72	253
危険性		X	注意	情報	X	注意	情報	X	注意	情報	X	注意	情報	X	注意	情報
	1		危険	あり	\Diamond	危険	あり	()	危険	あり		危険	あり	٢	危険	あり
酸化性固 体	2	\diamond	危険	あり	٢	危険	あり	٨	危険	あり	٨	危険	あり	٨	危険	あり
	3	\diamond	警告	あり	٨	警告	あり	٨	警告	あり	٨	警告	あり		警告	あり
	タイプA	\diamond	危険	あり		危険	あり		危険	あり	\diamond	危険	あり	\diamond	危険	あり
	タイプB		危険	あり		危険	あり		危険	あり		危険	あり		危険	あり
有機過酸化物	タイプC&D		危険	あり		危険	あり		危険	あり		危険	あり		危険	あり
	タイプE&F	$\langle \mathbf{x} \rangle$	警告	あり		警告	あり		警告	あり		警告	あり		警告	あり
	タイプG	ラベ	ル要素	なし	ラベ	ル要素	なし	ラベ	ル要素	なし	ラベ	ル要素	なし	ラベ	ル要素	なし
金属腐食性物質	1		警告	あり		警告	あり		警告	あり		警告	あり		警告	あり

図:有害図(絵文字),注意:注意喚起語(信号語),情報:危険有害性情報(有害・危険文言)()内:韓国の用語

7. GHS対応 9/35



117

(3) GHS分類の比較【健康有害性】

			UN			-	-		韓国		-				日本	
有害性	区分	Pur	ple E	Book	7	与害治	.	Ē	をしていた。	.	危険物	物安全的	管理法	JIS	S Z72	25 3
危険性		X	注意	情報	X	注意	情報	X	注意	情報	×	注意	情報	X	注意	情報
	1		危険	あり		危険	あり		危険	あり		危険	あり		危険	あり
	2		危険	あり		危険	あり		危険	あり		危険	あり		危険	あり
急性毒性	3		危険	あり		危険	あり		危険	あり		危険	あり		危険	あり
-	4	\diamondsuit	警告	あり		警告	あり		警告	あり	\diamondsuit	警告	あり	\diamondsuit	警告	あり
	5	なし	警告	あり												
	1A		危険	あり												
	1B		危険	あり		危険	あり		危険	あり		危険	あり	\diamond	危険	あり
皮膚腐食性・刺激性	10		危険	あり												
	2	(!)	警告	あり	\diamondsuit	警告	あり	\diamondsuit	警告	あり		警告	あり	\diamondsuit	警告	あり
	3	なし	警告	あり												

図:有害図(絵文字),注意:注意喚起語(信号語),情報:危険有害性情報(有害・危険文言)()内:韓国の用語

7. GHS対応 10/35

したたちまたので、 日本ケミカルデータベース株式会社

日本

JIS Z7253

(3) GHS分類の比較【健康有害性】 有害性・ 危険性 UN 韓国 1 UN 日本 中urple Book 有害法 産安法 危険物安全管理法 1 1 全 危険 あり 2 た酸 あり 2 た数 5 た酸 あり 2 た酸 あり 2 た数 5 ため 5

		X	注思	1月 半区	M	注思	1月 半区	X	注思	1月 4 1	М	注思	1月 羊肉	M		18 #
	1		危険	あり		危険	あり		危険	あり		危険	あり		危険	あり
眼に対する重篤な 損傷・眼刺激性	2A	\bigcirc	警告	あり	()	警告	あり	<u>(</u>)	警告	あり	$\langle : $	警告	あり		警告	あり
	2B	なし	警告	あり	\sim	言言	009	\sim	言古	ወሃ	\checkmark	言古	60 9	なし	警告	あり
呼吸器感作性	1		危険	あり		危険	あり		危険	あり	$\langle \rangle$	危険	あり		危険	あり
皮膚感作性	1		警告	あり	\diamondsuit	警告	あり	\diamondsuit	警告	あり	\diamondsuit	警告	あり	$\langle \cdot \rangle$	警告	あり
	1A		危険	あり	٨	左哈	± 0		危険	あり	~	与 险	± 11		左路	+ 1
生殖細胞変異原性	1B		危険	あり	\$ 3	危険	あり		危険	あり	\$	危険	あり	~	危険	あり
	2		警告	あり		警告	あり		警告	あり		警告	あり		警告	あり
	1A		危険	あり	٨	左込			危険	あり		4 14	+ (I		A I A	
発がん性	1B		危険	あり	V	危険	あり	٨	危険	あり	>	危険	あり	\	危険	あり
	2	٨	警告	あり		警告	あり		警告	あり		警告	あり		警告	あり

7. GHS対応 11/35

していたい 日本ケミカルデータベース株式会社

119

(3) GHS分類の比較【健康有害性】

			UN					Ē	違目						日本	
有害性・	区分	Pur	ple B	ook	1	「害	£	Ē	をしていた。	£	危険物	物安全會	管理法	JIS	5 Z72	2 53
危険性		X	注意	情報	义	注意	情報	义	注意	情報	义	注意	情報	X	注意	情報
	1A		危険	あり		危険	あり	\diamond	危険	あり		危険	あり		危険	あり
生殖毒性	1B		危険	あり	>	心陕	ଦ୍ୟ		危険	あり		厄陕	00		厄陕	009
	2		警告	あり		警告	あり		警告	あり		警告	あり	~	警告	あり
授乳影響		なし	なし	あり	なし	なし	あり	なし	なし	あり	なし	なし	あり	なし	なし	あり
	1		危険	あり		<mark>危</mark> 険	あり		<mark>危</mark> 険	あり		危険	あり	\diamond	危険	あり
特定標的臟器·全身 毒性(単回暴露)	2		警告	あり		警告	あり		警告	あり		警告	あり		警告	あり
	3	$\langle \cdot \rangle$	警告	あり		警告	あり	\diamondsuit	警告	あり		警告	あり	\Leftrightarrow	警告	あり
特定標的臓器·全身	1		危険	あり		<mark>危</mark> 険	あり		<mark>危</mark> 険	あり		危険	あり	~	危険	あり
毒性 (反復暴露)	2		警告	あり		警告	あり		警告	あり		警告	あり	~	警告	あり
吸引性呼吸器有害	1		危険	あり		<mark>危</mark> 険	あり		<mark>危</mark> 険	あり		危険	あり	~~~~	危険	あり
性	2		警告	あり		警告	あり		警告	あり		警告	あり			

図:有害図(絵文字), 注意:注意喚起語(信号語), 情報:危険有害性情報(有害・危険文言) ()内:韓国の用語 *Copyright*©2013 Japan Chemical Database All Rights Reserved.

7. GHS対応 12/35



(3) GHS分類の比較【環境有害性】

有害性·		Dur	UN ple B	look	z	「害法	ŧ		違 国 を安え		合除物	加安全的	管理法	.119	日本 S Z72	
危険性	区分	×	注意		N N	注意		図		情報		注意				情報
	1		警告	あり	×	警告	あり		警告	あり		警告	あり	×	警告	あり
水生環境急性有害 性	2	なし	なし	あり										なし	なし	あり
	3	なし	なし	あり										なし	なし	あり
	1		警告	あり		警告	あり		警告	あり		警告	あり		警告	あり
水生環境慢性有害	2		なし	あり		なし	あり		なし	あり		なし	あり	×2	なし	あり
性	3	なし	なし	あり	なし	なし	あり	なし	なし	あり	なし	なし	あり	なし	なし	あり
	4	なし	なし	あり	なし	なし	あり	なし	なし	あり	なし	なし	あり	なし	なし	あり

図:有害図(絵文字),注意:注意喚起語(信号語),情報:危険有害性情報(有害・危険文言)()内:韓国の用語

7. GHS対応 13/35



(4) ラベル 規格 有害法:有毒物表示(産安法:警告標識)

有害法 規則第28条,別表7 有毒物等の分類基準および表示方法に関する規定(環境部告示第2012-22号)第9条~第12条

産安法 法第12条,施行規則第6条

化学物質の分類・表示および物質安全情報資料に関する基準(雇用労働部告示第2012-14号)第7条,別表3

容器または包装の容量	印刷または標札の規格
容量≥5000	450cm 以上
2002≤容量<5002	300cm 以上
502≤容量<2002	180cm 以上
52≤容量<502	90cm 以上
容量<50	容器または包装の上下面積を除いた全体表面積の 5%以上

○ 有害図の大きさは全体の20分の1以上。⇒ 産安法では全体の40分の1以上かつ0.5cm以上。
 ○ 有害図が4個以上の場合には、個々の有害図の大きさは全体の40分の1以上とする。

【色相】 ベースの色は白色または容器・包装そのものの表面色とし、文字(有害図は除く)と枠は黒色とする。

【二重容器·包装】

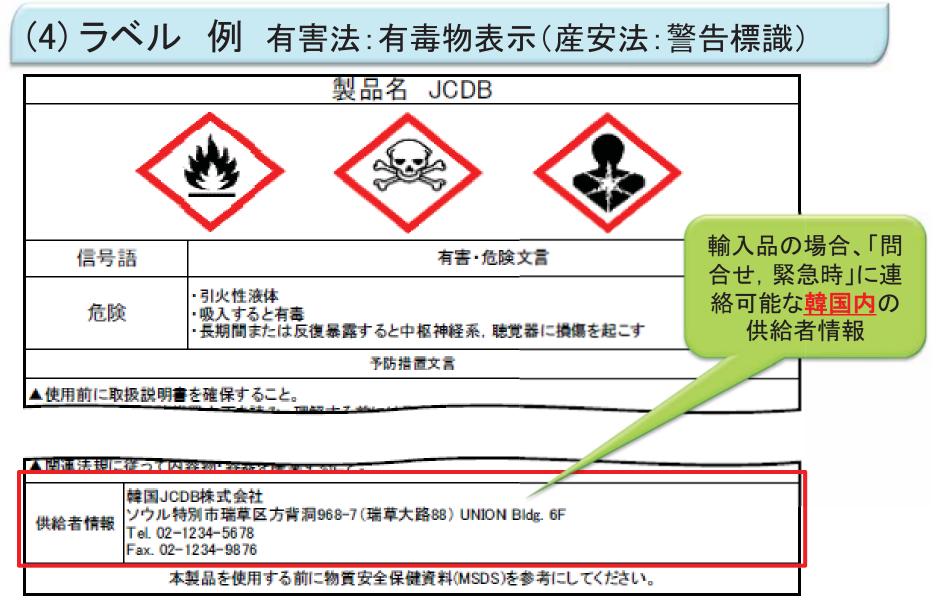
○ 外部に"運送の有害図"を使用しない:外部と内部にGHS表示。

○ 外部に"運送の有害図"を使用する:内部にのみGHS表示。

【少量容器】容量が100ml以下の警告表示は名称,有害図,信号語,供給者情報を表示

7. GHS対応 14/35

したした 日本ケミカルデータベース株式会社



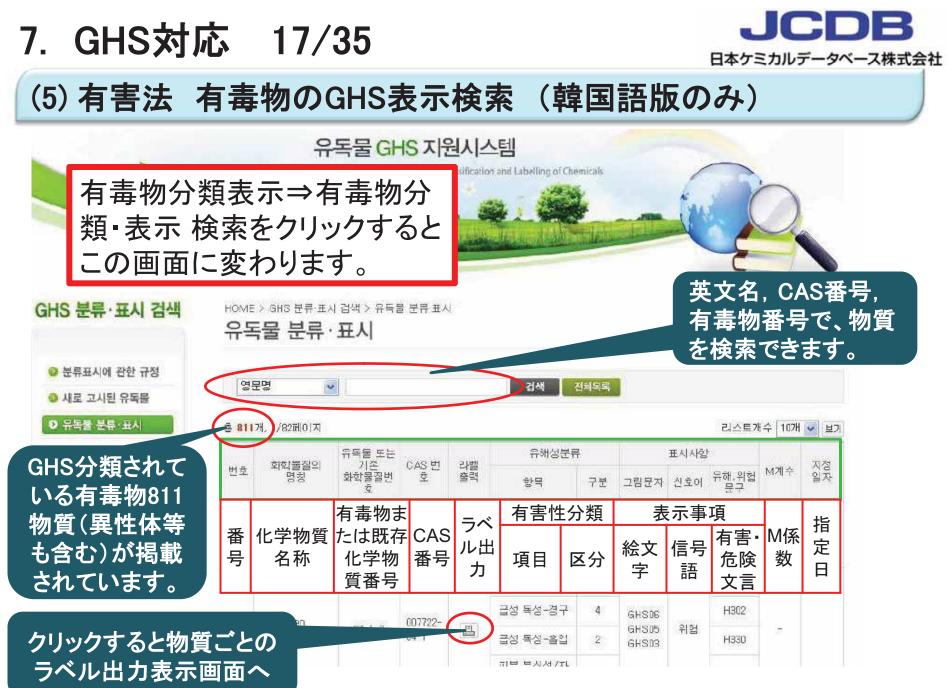
7. GHS対応 15/35







Copyright©2013 Japan Chemical Database All Rights Reserved.

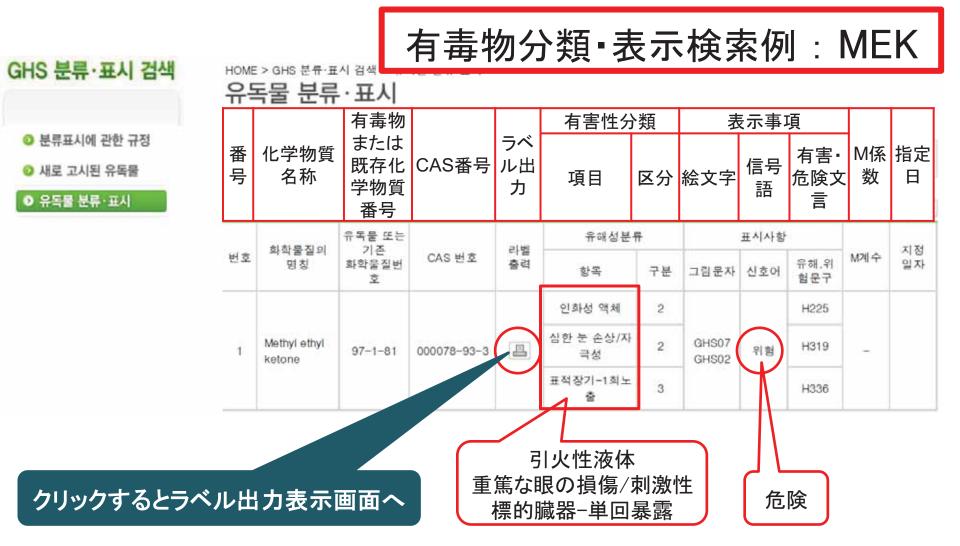


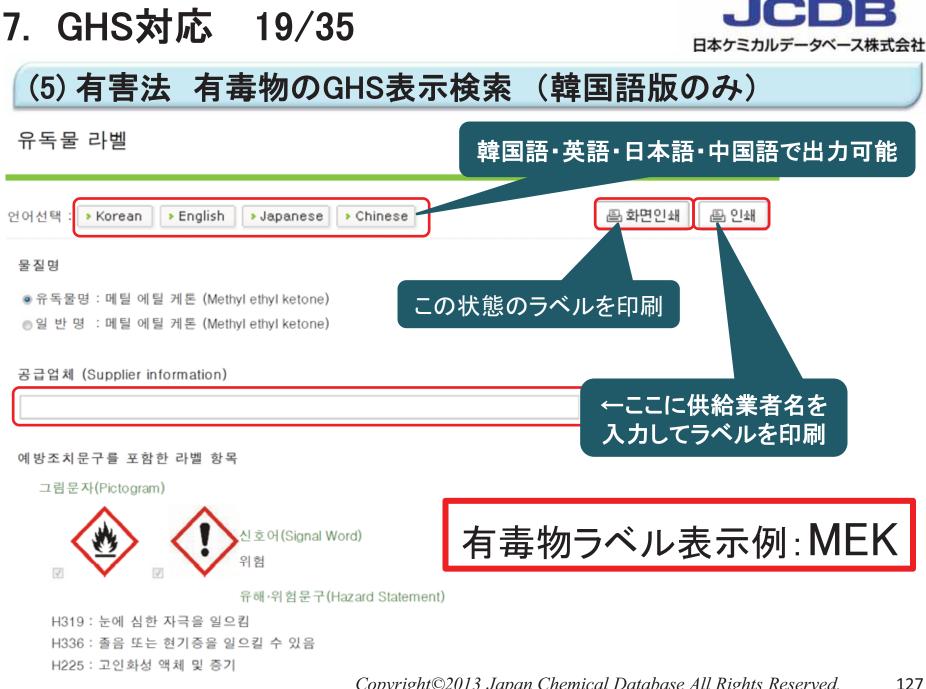
Copyright©2013 Japan Chemical Database All Rights Reserved. 12

7. GHS対応 18/35



(5) 有害法 有毒物のGHS表示検索 (韓国語版のみ)









(5)有害法 有毒物のGHS表示検索 (韓国語版のみ)

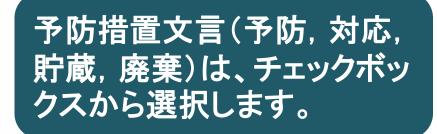
예방조치문구(Precautionary Statement)

예방(Prevention)

■P210: 열·스파크·화염·고열로부터 멀리하시오 - 금연

■P233 : 용기를 단단히 밀폐하시오.

■P240:용기·수용설비를 접지·접합시키시오.



■P241: 폭발 방지용 전기·환7·조명·…·장비를 사용하시오. ...の文言を手入力

■P242 : 스파크가 발생하지 않는 도구를 사용하시오

■P243 : 정전기 방지 조치를 취하시오.

■P264 : 취급 후에는 손을 철저히 씻으시오.

■P280: 보호장갑·보안경·안면보호구를 착용하시오.







대응(Response)

■P303+P361+P353 : 피부(또는 머리카락)에 묻으면 오염된 모든 의복은 벗거나 제거하시오. 피부를 물로 씻으시 오/샤워하시오.

■P305+P351+P338 : 눈에 묻으면 몇 분간 물로 조심해서 씻으시오. 가능하면 콘택트렌즈를 제거하시오. 계속 씻 으시오.

■P337+P313 : 눈에 대한 자극이 지속되면 의학적인 조언·주의를 받으시오.

■P370+P378 : 화재 시 불을 끄기 위해 ... 율(를) 사용하시오. の文言を手入力 저장(Storage) ■P403+P235 : 환기가 잘 되는 곳에 보관하고 저온으로 유지하시오 폐기(Disposal) の文言を手入力 ■P501 : (지방/지역/국가/국제 규정에 따라) ...에 내용물/용기를 폐기하시으

Copyright©2013 Japan Chemical Database All Rights Reserved. 129

7. GHS対応 22/35



(6) MSDS 作成の根拠

物質安全保健資料(MSDS)の作成・備置等 (法第41条) 有害因子に該当する化学物質・製剤(対象化学物質)は、 MSDSを作成して提供しなければならない。

記載項目

- 1 対象化学物質の名称,構成成分
- 2 安全・保健上の取扱注意事項
- 3 人体および環境に及ぼす影響
- 4 その他雇用労働部令に定める事項 (規則第92条の4)
 - 1 物理•化学的特性
 - 2 毒性に関する情報
 - 3 爆発・火災時の対処方法
 - 4 応急措置要領
 - 5 その他雇用労働部長官が定める事項

7. GHS対応 23/35



(6) MSDS 作成の根拠

【産安法第39条第1項,第41条,施行令第32条の2,規則第81条第1項,第92条の2から 第92条の9まで,別表11の2】

①化学物質の分類, ②警告表示, ③事業主が作成しなければならないMSDS, ④勤労者に対する教育などに必要な事項は、次の基準に定める。

<u>化学物質の分類表示および物質安全保健資料に関する基準</u> (以下、"作成基準"という) 【雇用労働部告示第2012-14号】

事業主は法第41条第1項により、基準3条第1項の対象化学物質を製造, 輸入,使用,運搬,貯蔵する場合、MSDSを作成しなければならない。

【作成基準第9条】

MSDS作成は、産安法でのみ規定しています。

7. GHS対応 24/35



(7) MSDS 作成対象物質

【産安法第39条第1項,規則第81条,<mark>規則別表11の2</mark>,作成基準第3条】

以下の各号の分類基準に該当する化学物質または化学物質を含有する製剤

1. 物理的危険性	2. 健康有害性
① 爆発性物質	 ① 急性毒性
 ③ 引火性ガス 	② 皮膚腐食性/皮膚刺激性
③ 引火性エアゾール	③ 激しい目の損傷性/目の刺激性
 ④ 酸化性ガス 	④ 呼吸器過敏性
 ⑤ 高圧ガス 	⑤ 皮膚過敏性
⑥ 引火性液体	⑥ 生殖細胞変異原性
⑦ 引火性固体	⑦ 発ガン性
⑧ 自己反応性物質及び混合物	⑧ 生殖毒性
⑨ 自然発火性液体	⑨ 特定標的臓器毒性(単回暴露)
10 自然発火性固体	10 特定標的臓器毒性(反復暴露)
① 自己発熱性物質及び混合物	① 吸引有害性
12 水反応性物質及び混合物	3. 環境有害性
 13 酸化性液体 	① 水生環境有害性
14) 酸化性固体	
15 有機過酸化物	
16 金属腐食性物質	

7. GHS対応 25/35



(8) MSDS 作成義務除外物質

【産安法 令第32条の2,作成基準第3条第2項】

- 1.「原子力安全法」による放射性物質
- 2.「薬事法」による医薬品・医薬外品
- 3.「化粧品法」による化粧品
- 4.「麻薬類管理に関する法律」による麻薬および向精神性医薬品
- 5.「農薬管理法」による農薬
- 6.「飼料管理法」による飼料
- 7.「肥料管理法」による肥料
- 8.「食品衛生法」による食品および食品添加物
- 9.「銃砲・刀剣・火薬類等取締法」による火薬類
- 10.「廃棄物管理法」による廃棄物

11.第1号から第10号まで以外の製剤で主に一般消費者の生活用に提供される製剤 12.その他、雇用労働部長官が毒性・爆発性等による危害の程度が少ないと認めて告 示する製剤(作成基準第3条第2項)

- 1.産安法施行規則別表11の2第1号ア目に該当する物質が1%未満である製剤
- 2. 固形化した完成品で取扱勤労者が作業時その製品とその製品に含まれる対象化学物質 に暴露されるおそれがない製剤(ただし、発ガン性物質を含有した製品は除く)

7. GHS対応 26/35



(9) MSDS 作成項目

【作成基準第10条】

1. 化学製品と会社に関する情報	9. 物理化学的特性
2. 有害性·危険性	10. 安定性及び反応性
3. 構成成分の名称及び含有量	11. 毒性に関する情報
4. 応急処置要領	12. 環境に及ぼす影響
5. 爆発.火災時の対処方法	13. 廃棄時の注意事項
6. 漏出事故時の対処方法	14. 運送に必要な情報
7. 取扱い及び貯蔵方法	15. 法的規制現況
8. 漏出防止及び個人保護具	16. その他の参考事項

※必要に応じて細部項目を追加してもよい。

7. GHS対応 27/35



(10) MSDS 作成原則

【作成基準第11条】

- ① 韓国語で作成。化学物質名,外国機関名等の固有名詞は英語で表記してよい。
- ② 試験・研究目的の試薬でMSDSが外国語で作成されているものは、韓国語に翻訳しなくともよい。
- ③ 安全性試験結果は、優良実験基準(GLP)に基づいたものを優先的に考慮する。
- ④ 外国語のMSDSを翻訳する場合は、資料作成機関名と作成日を記載する。参考文献は必ず記載する。
- ⑤ 作成に必要な用語,作成に必要な記述指針は韓国産業安全保健公団が定める。
- ⑥ 使用単位は「計量に関する法律」で定めるところによる。
- ⑦ 全項目を洩れなく記載する。情報が得られない場合は作成欄に"データなし"と記載する。適用が不可能または対象でない場合は"該当なし"と記載する。
- ⑧ 含有量は、<u>±5%の範囲内で範囲(下限値~限値)表示できる</u>。含有量が5%未満の場合、下限 値を1%以上と表示する。
 - ・発ガン性物質, 生殖細胞変異原性物質:0.1%
 - ・呼吸器過敏性物質(ガスの場合に限る):0.2%
 - •生殖毒性物質:0.3%
- ⑨ 勤労者の健康保護の目的に合うよう誠実に作成すること。



7. GHS対応 28/35



(11) MSDS 譲渡·提供·更新·揭示·備置

【作成基準第13,14,15条】

- ◆対象化学物質を譲渡・提供する場合は、MSDSを共に譲渡・提供する。
 ◆対象化学物質以外の化学物質またはそれらだけで構成する製剤を製造・ 輸入する者が、それを譲渡・提供する場合は、対象化学物質に該当しないことを書面で通知する。
- ◆ 次の項目について新しい情報を入手した場合、3ヶ月以内にMSDSに反映 させること。
 - 1. 有害性•危険性
 - 2. 有害性・危険性に対する保護措置方法
 - 3. 法的規制事項の改定内容
 - 4. その他、既存のMSDSの主な変更内容
- ◆事業主は使用しているすべての対象化学物質に関するMSDSを、勤労者 が見やすい1ヵ所以上の場所に掲示・備置し、点検・管理する。

7. GHS対応 29/35



< 別表4> 物質安全情報資料 (MSDS) の作成項目および記載事項 (分類表示基準第10条第1項関連)

1. 化学製品と会社に関する情報

ア. 製品名 (警告表示上に使用されるものと同一の名称または分類コードを記載する):

- イ. 製品の推奨用途と使用上の制限:
- ウ.供給者情報(製造者,輸入者,流通業者に関わらず当該製品の供給およびMSDS作成に責任 を負う会社の情報を記載するが、輸入品の場合、問合せ事項発生または緊急時に連絡可能 な国内供給者情報を記載):
 - 〇会社名
 - 〇住所

O緊急電話番号

2. 有害性•危険性

- ア. 有害性・危険性分類
- イ.予防措置文言を含む警告表示項目
 - 〇絵表示
 - 〇信号語
 - O有害·危険文言
 - 〇予防措置文言

ウ. 有害性·危険性分類基準に含まれていないその他の有害性·危険性(例:粉じん爆発危険性):

7. GHS対応 30/35

(12) MSDS 書式

3. 構成成分の名称および含有量

化学物質名 慣用名および別名 CAS番号または識別番号 含有量(%)

4. 応急措置要領

- ア.眼に入った時:
- イ.皮膚に付いた時:
- ウ. 吸入したとき:
- エ. 飲み込んだ時:
- オ. その他医者の注意事項:

5. 爆発·火災時の対処方法

- ア. 適切な(および不適切な)消火剤:
- イ. 化学物質から生じる特定有害性(例, 燃焼時発生する有害物質):
- ウ.火災鎮圧時着用する保護具および予防措置:

6. 漏出事故時の対処方法

- ア.人体を保護するために必要な措置事項および保護具:
- イ.環境を保護するために必要な措置事項:
- ウ. 浄化または除去方法:



9. 物理化学的特性

- ア. 外観(物理的状態, 色等):
- イ.臭い:
- ウ.臭い閾値:
- エ. pH:
- **オ**. 融点/氷点:
- カ. 初期沸騰点と沸騰点範囲:
- キ. 引火点:

.ICDB 日本ケミカルデータベース株式会社

7. GHS対応 31/35

(12) MSDS 書式

7. 取扱および貯蔵方法

- ア.安全取扱要領:
- イ.安全な貯蔵方法(避けるべき条件を含む):

8. 暴露防止および個人保護具

- ア. 化学物質の暴露基準, 生物学的暴露基準等:
- イ. 適切な工学的管理:
- ウ. 個人保護具
 - 〇呼吸器保護:
 - 〇眼保護:
 - 〇手保護:
 - 〇身体保護:

7. GHS対応 32/35



- ク. 蒸発速度:
- ケ. 引火性 (固体, 気体):
- コ. 引火または爆発範囲の上限/下限:
- サ. 蒸気圧:
- シ.溶解度:
- ス. 蒸気密度:
- セ. 比重:
- ソ. n-オクタノール/水分配係数:
- タ. 自然発火温度:
- チ.分解温度:
- ツ. 粘度:
- テ. 分子量:
- 10. 安定性および反応性
 - ア. 化学的安定性および有害反応の可能性:
 - イ. 避けるべき条件(静電気放電,衝撃,振動等):
 - ウ. 避けるべき物質:
 - エ.分解時に生成する有害物質:

7. GHS対応 33/35



11. 毒性に関する情報

- ア.可能性が高い暴露経路に関する情報
- イ.健康有害性情報
 - 〇急性毒性(暴露可能なすべての経路について記載):
 - 〇皮膚腐食性または刺激性:
 - 〇激しい眼の損傷または刺激性:
 - 〇呼吸器過敏性:
 - 〇皮膚過敏性:
 - 〇発ガン性:
 - 〇生殖細胞変異原性:
 - 〇生殖毒性:
 - 〇特定標的臓器毒性(単回暴露):
 - 〇特定標的臓器毒性(反復暴露):
 - 〇吸引有害性:

※ア項およびイ項を合わせて暴露経路と健康有害性情報を共に記載できる。

7. GHS対応 34/35



12. 環境に及ぼす影響

- ア. 生態毒性:
- イ.残留性および分解性:
- ウ. 生物濃縮性:
- 工.土壤移動性:
- オ. その他有害影響:

13. 廃棄時の注意事項

ア. 廃棄方法:

イ. 廃棄時の注意事項(汚染された容器および包装の廃棄方法を含む):

14. 運送に必要な情報

- ア. UN番号:
- イ. UN適正船積名:
- ウ. 運送での危険性等級:
- エ. 容器等級(該当する場合):
- オ.海洋汚染物質(該当または非該当を表記):
- カ. 使用者が運送または運送手段に関連して、知る必要があるか必要な特別の安全対策:

7. GHS対応 35/35



15. 法的規制状況

- ア. 産業安全保健法による規制:
- イ. 有害化学物質管理法による規制:
- ウ. 危険物安全管理法による規制:
- エ. 廃棄物管理法による規制:
- オ. その他の国内および外国法による規制:

16. その他の参考事項

- ア.資料の出処:
- イ. 最初の作成日:
- ウ.改正回数および最終改正日:
- エ. その他:



<u>韓国の化学物質管理 最新動向とその対応</u> 目次

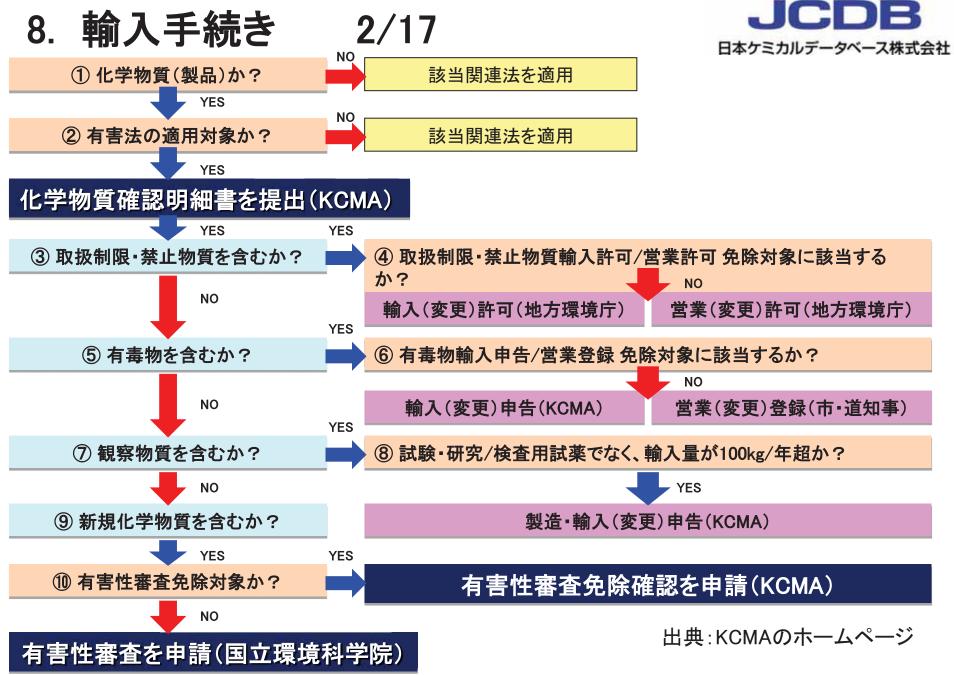
番号	内容	ページ
1	韓国の政府組織	3–8
2	韓国の法令と所轄官署	9-19
3	有害化学物質管理法	20-50
4	化学物質登録及び評価に関する法律(案)	51-81
5	産業安全保健法	82-97
6	その他の法律	98-107
7	GHS対応(分類,表示,MSDS)	108-143
8	輸入手続き	144-161
9	新規化学物質の登録	162-205
10	参考資料	206-210



①化学物質確認明細書*提出⇒KCMAへ *化学物質確認明細書:輸入者みずからが輸入製品の成分について 有害法上の素性を明らかにした書類。

 ②化学物質確認証明書*をKCMAから受理
 *化学物質確認証明書:輸入製品の全成分について有害法上の 規制状況を確認して、KCMAが証明する書類。

③輸入通関:化学物質確認証明書を添付



8. 輸入手続き 3/17



(1) 化学物質の確認

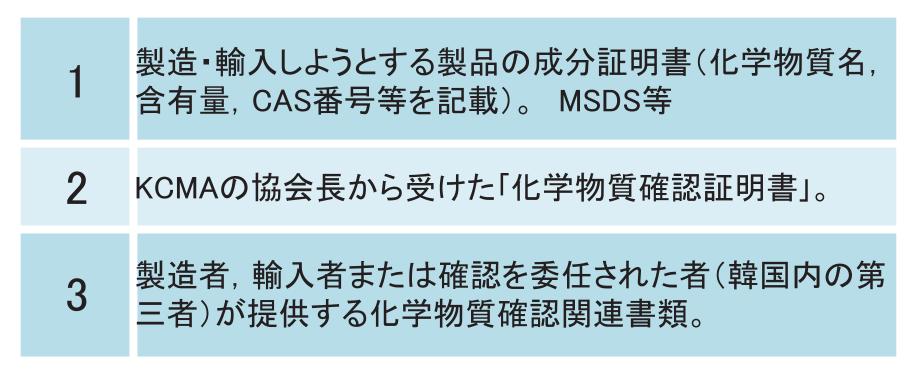
化学物質	元素・化合物およびそれらを人為的に反応させて得られた物 質と、自然状態で存在する物質を抽出,精製したもの。
製造·輸入者	製造・輸入(通関)の前に(たとえ1gであっても)
規制対象物質 の該否	新規化学物質, 有毒物, 観察物質, 取扱制限・禁止物質であるか否か? これらを含有しているか否か?
確認∙提出	みずから確認して「化学物質確認明細書」を作成し、韓国化 学物質管理協会(KCMA)へ提出する。
提出対象	製造:単一物質 輸入:単一物質および混合物
提出回数	同一製品:最初の1回のみ。 〇輸入国が異なれば国ごとに提出。 〇構成成分が変われば再提出。





(1) 化学物質の確認 化学物質確認明細書

化学物質確認明細書には、下記のいずれかの書類を 添付する。



8. 輸入手続き 5/17



(1) 化学物質の確認 適用除外・提出免除

適用除外物質 有害法第3条

 1
 .「原子力安全法」による放射性物質
 7
 「食品衛生法」による食品と食品添加物

 2
 「薬事法」による医薬品と医薬外品
 8
 「飼料管理法」による飼料

 3
 「麻薬類管理に関する法律」による麻薬類
 9
 「銃砲・刀剣・火薬類等取締法」による火薬類

 4
 「化粧品法」による化粧品と化粧品に使う原料
 10
 「高圧ガス安全管理法」による毒性ガス

 5
 「農薬管理法」による原剤と農薬
 11
 「軍需品管理法」による軍需品(通常品は除く)

 6
 「肥料管理法」による肥料
 い

提出免除物質 有害法第9条

電話機, 玩具, コンピュータ等製造過程で形成された特定の形態および機能が最終使用過程まで維持される製品で、使用過程で化学物質が外部に流出しない等環境部長 官が定めて告示する基準に該当するもの。 ⇒ Article

8. 輸入手続き 6/17



(2) 化学物質確認明細書の書式

(表面)

[別紙 第1号書式]

	□ 製 造 □ 輸 入	化学物	質 確	認明	細 書				
#11.54 /#A	① 商号(名称))	② 事業者登録番号						
製造(輸 入)者	3 姓名(代表:	者)			④ 担当者	姓名および	び連絡処		
	⑤ 住所(事業:	場)					(電話:)
				製造(輸	(入)製品明	紿			
⑥ 製	品名(商品名)	⑦ 輸入	8 年間製造 入)予定量((9) HSK No.		⑪ 主要用途	
Ű	確認方法	□ 成分明細	□ 成分明細書 □ 化学物質確認証明書(証明書番号:第 号)						
		□ 確認関係	書類(提	供者:〇 婁	製造者 〇	輸出者	○ 確認の委任を	受けた者)	
Trin = 31	12 商号								
確認 関連	(名称)								
書類	書類 ① 住所								
提供 者	提供 者 ¹ ④ 担当者 姓名 電話及びファックス								
		部署名					E-mail		

Copyright©2013 Japan Chemical Database All Rights Reserved. 150

有害法施行規則 書式1

8. 輸入手続き 7/17



(2) 化学物質確認明細書の書式

有害法施行規則 書式1

	含有有無 区分	あり				
	新規	有害性審査対象				
	化学物質	有害性審査免除対象				
	* * *	化学物質名(CAS No.)		4		
	有毒物	含量または含量範囲(%)				
1	観察物質	化学物質名(CAS No.)				
	観奈彻貝	含量または含量範囲(%)				
	取扱制限·	化学物質名(CAS No.)				
	禁止物質	含量または含量範囲(%)				
161	備 考					
	「有害化学物質管	『理法」第9条第1項および同法施行規則	第2条第2項の規定	により、		
	製 造	する上の製品を構成する化学物質を確認します。				
	輸 入	9 るエの表面を構成する化子物具を唯	認します。			
		年	月日			
		製造(輸入)者:	(署名	または印)		

8. 輸入手続き 8/17



(2) 化学物質確認明細書の書式 有害法施行規則書式1

※作成要領

- 1. "製造者"とは、「有害化学物質管理法」による化学物質を製造する者をいい、輸入者とは同法により 輸入しようとする者(「関税法」第19条の規定による納税義務者)をいう。
- 2. ⑥欄は、製品名を製造または輸入で区分して記載する。
- 3. ⑦欄は、化学物質を輸入する場合に限りその輸入国を記載する。
- 4. ⑧欄は、年間製造または輸入量を予想して記載する。
- 5. ⑨欄は、化学物質を輸入する場合に限り、輸入商品に対する関税・統合分類表の品目番号 (HSK No.: Harmonized System Korea Number)を記載する。
- 6. ⑩欄は、その商品の主要用途を記載する。
- 7. ⑪欄は、確認製品に入っている化学物質に対して⑮欄の各確認内容を確認した方法を選択する。
- 8. 確認を委任された者は、製造(輸入)者に代わり実際に化学物質について確認を遂行した者をいう。
- 9. ⑩欄は、「有害化学物質管理法」の規定による新規化学物質,有毒物,観察物質および取扱制限・ 禁止物質を含有している場合には、その物質の化学物質名, CAS No.および製品中の含有範囲(%) を記載しなければならない。※ この確認書は下記のように処理される。

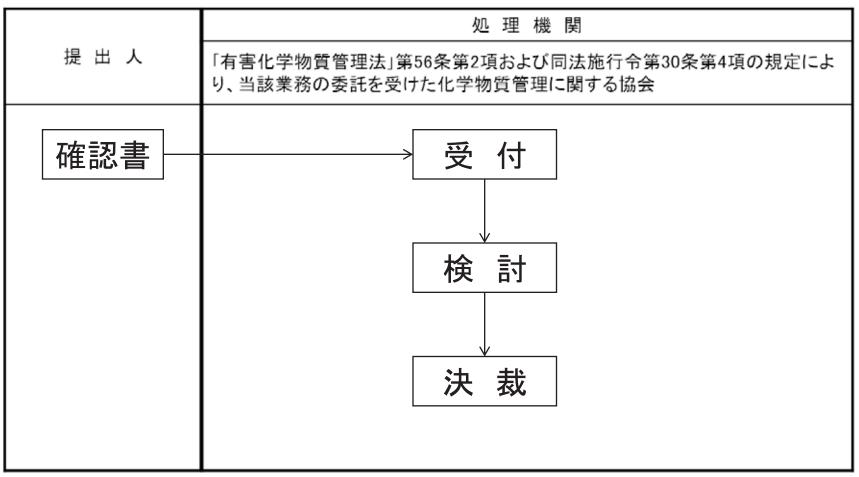
(裏面)

8. 輸入手続き 9/17



(2) 化学物質確認明細書の書式 有害法施行規則書式1

※ この確認書は下記のように処理される。



8. 輸入手続き 10/17



(3) 化学物質確認証明申請制度

- ▶ 化学物質の製造・輸入者自らが<u>"規制対象物質の該否を確</u> <u>認できない場合"</u>その確認をKCMAに申請することができる。
- ▶ 化学物質確認証明の申請をしようとする者は、「成分明細書」を添付する。
- ▶ 化学物質確認証明書の交付を受けた者は、「同一製品に対 する化学物質確認明細書提出を免除」される。
- ▶ 製品名や成分が同じでも組成が変わった場合は化学物質確認明細書を提出しなければならない。

8. 輸入手続き 11/17



(4) 成分明細書の例

① 製造・輸入者が成分、含有量の<u>すべてを明示している</u>もの

含有量の合計は 100%であること。	1-21-7,Tora QuRar 440-a	Fa	KASMI Ltd. kyo 105, JAPAN el:03-3592-2228 ax:03-2592-2230
Chemical name Maleic acid Monobutyl ester-styrene 2-Propenoic acid methyl ester polymer with styrene and 1,2-ethanediol Ammonium hexafluorotantalate	CAS No. 25215-62-7 7881-2-9 33380-11-9	含量 42% 35% 23%	
certified by :	Best Regards,		
	Name: Name of Department DATE :	(Signature or Seal) :	

8. 輸入手続き 12/17



(4) 成分明細書の例

② 営業秘密(CBI)等の理由で含有量を公開しないか、範囲表示する場合

KASMI Ltd. 1–21–7,Toranomon,Minato-ku,Tokyo 105, JAPAN Tel:03–3592–2228 Fax:03–2592–2230

LSB-404052

We certify that the qbove product is composed of the following ingredients and does not have any other components.

 有毒物等の規制対

象化学物質を含有 Chemical name CAS No. していない場合、 decanoic acid octyl ester 2306 - 92 - 5すべての成分を明 Methylphenylsilane 766-08-5 示すれば含有量は 1.2.4-Triazole-3-carboximide 3641-08-5 記載しなくてよい。 Ammonium hexafluorotantalate 33380-11-9 ◆ 規制対象化学物質 Sincerely yours, certified by : を含有している場 合、必ず正確な含 Name: (Sign 有量か含有範囲を Name of Department: 記載する。 DATE :

KCMAのホームページより

8. 輸入手続き 13/17



(5) 確認書の例

①規制対象化学物質を含有していない場合

Date:

Letter of Confirmation

To whom it may concern: Product Name:

After careful review of the Certificate of Composition of the above-identified product, I/we hereby confirm that the product contains neither new chemical(s) nor poisonous substances, substances under observation or restricted/prohibited substances under the Korean Toxic Chemicals Control Act. All composition of the product have been notified or listed in the Korea Existing Chemical Inventory.

Sincerely yours,

Name:	(Signature or Seal)
Title:	
Name of Department:	
Company:	
Address:	
Tel:	
Fax:	
E-mail:	

KCMAのホームページより

8. 輸入手続き 14/17



(5) 確認書の例

②輸出者が提供する確認書:<u>規制対象物質を含有している</u>場合の例

Date :

Letter of Confirmation

To whom it may concern: Product Name:

After careful review of the Certificate of Composition of the above-identified product, I/we hereby confirm that the product contains the following new chemical substance(s) of contains the following poisonous substances, substances under observation, or restricted/prohibited substances under the Korean Toxic Chemicals Control Act., as its composition.

Regulated chemicals	CAS No.	Chemical Name	Content(%)
New chemicals			
Poisonous Substances			
Substances under Observation			
Restricted or Prohibited substances			

Also, we confirm that all composition of the product, excluding the above composition, are either not designated as poisonous substances, observational, or restricted/prohibited substances regulated under the Korean Toxic Chemicals Control Act., and have been notified or listed in the Korea Existing Chemical Inventory.

Sincerely yours,

Name:	(Signature or Seal)
Title:	
Name of Department:	
Company:	
Address:	
Tel:	
Fax:	
F-mail:	

8. 輸入手続き 15/17



(6) 有毒物輸入申告の要否判断

輸入者が1年間に輸入する有毒物の累計数量が100kgを超える時 点で、輸入する(した)すべての有毒物を申告する。

(例)それぞれが有毒物である3種類の製品を韓国のABC社が1年間の異なる時期に輸入する。

輸	製品			有毒物				
入順	製品名	<mark>輸入量</mark> (kg)	有毒物 含有量 (%)	有毒物の名称	CAS No.	<mark>輸入量</mark> (kg)	<mark>輸入量</mark> 累計 (kg)	輸入申告
1	JCDB-123	100	37	Formaldehyde	50-00-0	37	37	免除
2	JCDB-456	200	30	Lead dioxide	1309-60-0	60	97	免除
3	JCDB-789	10	40	Hydrochloric acid	7647-01-0	4	101	申告

1回目輸入時、有毒物の総輸入量 = 37kg ⇒ 輸入申告免除。

- ② 2回目輸入時、有毒物の総輸入量 =97kg ⇒ 輸入申告免除。
- ③ 3回目輸入時、有毒物の総輸入量 =101kg ⇒ ①②③のすべての有毒物を輸入申告。

8. 輸入手続き 16/17



(7) 書類の記録・保存

「①化学物質の輸入・製造, ②有毒物の輸入, ③観察物質の 輸入・製造, ④取扱制限・禁止物質の輸入」を行うものは、次 の書類を3年間保存すること。

○成分明細書

- ○確認証明書
- ○製造者/輸入者または輸入代行者が提供する化学物 確認関連書類
- ○輸入免状等の輸入関連書類

8. 輸入手続き 17/17



(8) 実績報告

違反時	200万ウォン以下の過怠料賦課
書式	有害化学物質管理法施行規則別紙第39号
提出方法	電子(http://chemical.kcma.or.kr)または書類
提出先	韓国化学物質管理協会(KCMA)
提出期限	次の年の2月末まで
	⑤取扱制限・禁止物質の輸出承認を受けた者
	④取扱制限・禁止物質の営業許可を受けた者
報告対象	③ 取扱制限・禁止物質の輸入許可を受けた者
	② 有毒物営業登録者
	① 有毒物輸入.観察物質製造/輸入 申告者

"取扱実績がない場合"でも「実績なし」を必ず報告すること。 有毒物、観察物質の申告者で、"製品全体の年間輸入量が100kg以下の場合"は申告不要。